

魚津市告示第109号

魚津市介護予防訪問介護相当サービス実施要綱の一部改正について

魚津市介護予防訪問介護相当サービス実施要綱（平成28年魚津市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月17日

魚津市長 村椿 晃

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 訪問型サービス費Ⅰ	（１） 事業対象者・要支援１・２に対する週１回程度のサービス	１月につき	１,１７２単位
ロ 訪問型サービス費Ⅱ	（２） 事業対象者・要支援１・２に対する週２回程度のサービス	１月につき	２,３４２単位
ハ 訪問型サービス費Ⅲ	（３） 要支援２に対する週２回を超えるサービス	１月につき	３,７１５単位
ニ 訪問型サービス費Ⅳ	（４） 事業対象者・要支援１・２に対する１月の中で全部で４回までのサービス	１回につき	２６７単位
ホ 訪問型サービス費Ⅴ	（５） 事業対象者・要支援１・２に対する１月の中で５回から８回までのサービス	１回につき	２７１単位
ヘ 訪問型サービス費Ⅵ	（６） 要支援２に対する１月の中で９回から１２回までのサービス	１回につき	２８６単位
ト 訪問型サービス費（短時間サービス）	（７） 事業対象者・要支援１・２に対する１月につき２２回までのサービス	１回につき	１６６単位
チ 初回加算	初回	１月につき	２００単位

リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	1月につき	100単位
	(2) 生活機能向上連携加算 (II)	1月につき	200単位
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	1月につき	所定単位 × 137 / 1,000
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	1月につき	所定単位 × 100 / 1,000
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	1月につき	所定単位 × 55 / 1,000
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき	所定単位 × 63 / 1,000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1月につき	所定単位 × 42 / 1,000

備考

- 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからルを算定しないこと。
- リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずること。
- イからトまでについて、事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じること。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずること。
- イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足すこと。
- イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足すこと。
- イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足すこと。
- ヌ及びルにおける所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計とすること。
- ルの算定に当たっては、介護職員処遇改善加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していることを要件とすること。また、(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算 (I) 又は (II) を算定していることを要件とすること。なお、(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 又は (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) のいずれかの

加算を算定している場合においては、その一方の加算は算定しないこと。

- 9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額の算定に含めないこと。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。